

一般社団法人 J P T E C 協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、「一般社団法人 J P T E C 協議会」と称する。

(主たる事務所)

第2条 本法人の主たる事務所は、東京都中野区中野二丁目2番3号に置く。

(目的)

第3条 本法人は、国民全体の保健・医療・福祉のため、我が国の病院前救護における救急隊員等の観察・処置能力の向上を通じ、外傷患者の救命率の向上と早期社会復帰に寄与することを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研修会の開催
- (2) 講演会の開催、出版物の発行、インターネットを利用した情報提供等による普及啓発活動
- (3) 会員相互及び関連組織との連絡及び提携
- (4) 国内外の関係団体との交流・協力活動
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(コースの開催等)

第4条 本法人は、前条第1号の研修会として、次に掲げる研修会（以下「コース」という。）を、第16条第2項に規定する指定地域組織との協定に基づき、当該指定地域組織の下で開催させることができる。

- (1) J P T E C プロバイダーコース
 - (2) J P T E C プロバイダー更新コース
 - (3) J P T E C インストラクターコース
- 2 J P T E C プロバイダーコースは、救急隊員等を対象とし、病院前救護における観察・処置能力の向上に資するため基礎的な知識及び技能を修得させることを目的として開催する。
- 3 本法人は、J P T E C プロバイダーコースを修了し、所定の成績を収めた者を J P T E C プロバイダーとして認定する。
- 4 J P T E C プロバイダー更新コースは、J P T E C プロバイダーを対象とし、J P T E C プロバイダーとして必要な知識及び技能の修得状況を確認し、当該資格の有効期間を更新することを目的として開催する。

- 5 J P T E Cインストラクターコースは、所定の基準を満たしたJ P T E Cプロバイダーを対象とし、J P T E Cプロバイダーコース又はJ P T E Cプロバイダー更新コースの指導者として必要な高度の知識及び技能を修得させることを目的として開催する。
- 6 本法人は、J P T E Cインストラクターコースを修了し、所定の審査を経た者をJ P T E Cインストラクターとして認定する。

第2章 会員及び社員

(会員)

第5条 本法人の会員は、次の2種類とする。

(1) 正会員

前条第5項のJ P T E Cインストラクターコースを修了し、第18条第1項の規定によりJ P T E Cインストラクターの認定を受け、同条第2項の規定によりJ P T E Cインストラクターとして登録された者

(2) 名誉会員

本法人に特に功労のあった者であって、社員総会により承認された者

- 2 正会員は、第18条第2項の登録をされた時に正会員となり、名誉会員は、社員総会により承認された時に名誉会員となる。
- 3 正会員は、別途社員総会の決議に基づき定める定款施行規則（以下「規則」という）で定めるところにより、本法人に入会金及び会費（以下「会費等」という）を納入しなければならない。
- 4 名誉会員は会費等を支払う義務を有しない。
- 5 名誉会員についてその他必要な事項は、規則及び理事会において委任された委員会が別途定める「J P T E C協議会名誉会員に関する内規」によるものとする。
- 6 会員は、規則で定めるところにより届け出ていつでも退会することができる。ただし、未納の会費等があるときは、退会の日までに納入しなければならない。
- 7 正会員は、第18条第3項の登録の有効期間が更新されずに途過したときは、自動的にその地位を失う。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。
- 8 代表理事は、会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決定を経て、当該会員を除名するものとする。ただし、当該会員が社員であるときは、会員の除名につき第6条第6項の規定にしたがい除名するものとする。
 - (1) 会費等を2年間以上滞納しているとき。
 - (2) J P T E Cインストラクターとしてふさわしくない非行等により本法人の品位を傷つける行為があるとき。

(社員)

- 第6条 社員は、本法人の業務に関し知識又は経験を有する正会員の中から代表理事が推薦し理事会の決定を経て選任され、本法人の社員資格を取得する。
- 2 社員の人数は、30人以上50人以内の範囲で規則に定める。
 - 3 社員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員の補充として選任された社員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 前項の規定にかかわらず、社員は、その任期の満了の日において、その会計年度の定時の社員総会がまだ行われていないときは、当該社員総会の日までの間、引き続き、その職務を行うものとする。
 - 5 各社員は退会届を提出することにより、任意に退会することができる。
 - 6 社員につき次の事由があるときは、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上の決議により、当該社員を除名することができる。
 - (1) 社員が本法人の正会員である場合、第5条第3項に定める会費等の負担義務を履行しないとき
 - (2) 本法人の定款に違反し又は社員としてふさわしくない非行等により本法人の品位を傷つける行為があるとき
 - (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき
 - 7 前2項の場合のほか、社員は次に掲げる事由によってその資格を喪失する。
 - (1) 総社員の同意
 - (2) 個人である社員の死亡
 - 8 社員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という）及びこの定款の規定に基づき、その職務を行う。
 - 9 代表理事は、法第31条の規定に基づき、社員名簿を作成しなければならない。

第3章 役員

(理事)

- 第7条 理事は、社員総会で選出する。
- 2 理事の人数は、8人以上15人以下とする。
 - 3 本法人の理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。
 - 4 代表理事は、理事会の決定に基づき、本法人の業務を執行する。
 - 5 本法人の理事の解任は、法第49条第1項及び法第70条第1項の規定に基づき、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数の賛成をもって行うことができる。

(代表理事及び副代表理事)

第8条 代表理事及び副代表理事は、理事会の決議により選定する。

- 2 副代表理事の人数は、2人とし、副代表理事をもって、法第91条第1項第2号で定める業務執行理事とする。
- 3 代表理事は、本法人を代表し、その業務を総理する。
- 4 副代表理事は、代表理事を補佐して、本法人の業務を執行する。

(監事)

第9条 監事は、社員総会で選出する。

- 2 監事の数人は、2人以内とする。
- 3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 監事は、決算を審査し、並びに理事の業務の執行状況及び本法人の財産の状況を監査する。
- 5 本法人の監事の解任は、法第49条第2項第2号及び法第70条第1項の規定に基づき、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数の賛成をもって行うことができる。

(報酬)

第10条 役員は、無報酬とする。

第4章 議決機関等

(社員総会)

第11条 社員総会は、法及びこの定款に定めた事項に限り、決議することができる。

- 2 定時の社員総会は、毎事業年度の末日の翌日より2ヶ月以内に1回、代表理事が、理事会の決定を経て、招集する。臨時社員総会については、必要に応じて招集する。
- 3 総社員の数の5分の1以上の社員が、社員総会の目的たる事項及び招集理由を示した書面を代表理事に提出して、社員総会の招集を請求したときは、代表理事は、臨時の社員総会を招集しなければならない。
- 4 社員総会は、総社員の議決権の過半数の出席がなければ、開くことができない。なお、他の社員を代理人として議決を委任することができる。この場合、その社員は出席したものとみなす。
- 5 理事及び監事は、社員総会に出席し、求めに応じて業務の執行状況その他必要な事項について説明しなければならない。

- 6 社員総会の議長は、代表理事が務める。
- 7 社員総会の議事は、法及びこの定款に特別の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数の賛成により決する。
- 8 議長は、法第57条の規定により、社員総会の議事録を作成しなければならない。

(理事会)

- 第12条 理事会は、代表理事が招集し、本法人の運営及び業務に係るすべての重要事項を審議し、決定する。
- 2 本法人の理事会は通常理事会と臨時理事会の2種とし、通常理事会は毎事業年度に2回開催（但し、4か月を超える間隔で開催）し、代表理事及び副代表理事は、己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
 - 3 臨時理事会は、必要に応じて招集する。
 - 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事の全員が当該議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。ただし、監事が当該提案につき異議を述べた場合はこの限りではない。
 - 5 理事会は、理事をもって構成する。監事は、理事会に出席し、必要に応じて意見を述べなければならない。
 - 6 理事会の議長は、代表理事が務める。
 - 7 代表理事以外の理事が、理事会の目的たる事項及び招集理由を示した書面を代表理事に提出して、理事会の招集を請求したときは、代表理事は、理事会を招集しなければならない。
 - 8 理事会は、議決に加わることができる過半数の理事が出席しなければ、開くことができない。ただし、委任状による出席は、法律上認められない。
 - 9 理事会の議事は、出席した理事の過半数の賛成により決する。
 - 10 代表理事は、法第95条第3項の規定に基づき理事会の議事録を作成しなければならない。ただし、議事録が書面をもって作成されているときは、当該理事会に出席した代表理事及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

(相談役)

- 第13条 本法人は、理事会の決議により、相談役を置くことができる。
- 2 相談役は、理事会の推薦により代表理事が委嘱する。
 - 3 相談役は、次の職務を行う。
 - (1) 代表理事の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
 - 4 相談役は必要に応じて、理事会に出席することができる。ただし、理事会において議決権を有しない。

(事務局)

第13条 本法人の業務を実施するため、理事会の決議に基づき、本法人に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、代表理事が任命する。
- 4 事務局の運営に関し必要な事項は、理事会の決議に基づき、代表理事が別に定める。

(その他の組織)

第14条 この定款に定めるもののほか、本法人の業務を円滑に実施するため、規則で定めるところにより、委員会などの必要な組織を設けることができる。

第5章 業務

(コースの基準)

第15条 本法人のコースは、規則で定める基準に基づいて実施する。

(指定地域組織)

第16条 代表理事は、本法人の目的に賛同し、地域において活動する団体でコースを実施させることが適当であると認めるものを、理事会の決定を経て、指定地域組織として指定することができる。

- 2 指定地域組織は、コースの実施に関し、本法人と協定を締結しなければならない。
- 3 指定地域組織は、その名称中「JPTEC」の文字を用いることができる。
- 4 代表理事は、指定地域組織のコースが前条の基準に基づいて実施されていないと認めるとき、又は指定地域組織が第2項の協定を遵守していないと認めるときは、理事会の決定を経て、当該指定地域組織の指定を解除することができる。

(JPTECプロバイダーの認定)

第17条 本法人は、JPTECプロバイダーの認定に関する業務を、規則及び前条第2項の協定で定めるところにより、指定地域組織に行わせるものとする。

(JPTECインストラクターの認定)

第18条 代表理事は、規則で定めるところにより、指定地域組織からJPTECインストラクターとしての推薦があった者を、JPTECインストラクターとして認定する。

- 2 代表理事は、JPTECインストラクターの認定を受けた者に対し認定証を交付し、事務局に備え付ける名簿に登録する。

- 3 J P T E Cインストラクターの登録の有効期間は、登録を受けた日から2年を経過した日の属する月の月末までとする。登録が更新された後も、同様とする。
- 4 前項の有効期間については、規則で特例を設けることができる。
- 5 代表理事は、J P T E Cインストラクターの登録を受けている者につき、規則で定めるところにより、当該登録の有効期間の満了の際に、その者を推薦した指定地域組織からJ P T E Cインストラクターとしての再推薦があったときは、その登録を更新するものとする。
- 6 代表理事は、J P T E Cインストラクターの認定を受けた者が第5条第3項の規定により退会し、又は同条第5項の規定により除名されたときは、J P T E Cインストラクターの認定を取り消し、登録を抹消する。
- 7 J P T E Cインストラクターの認定を取り消された者は、その称号を用いてはならない。第3項の登録の有効期間が更新されずに途過した場合も、同様とする。
- 8 指定地域組織は、その推薦によりJ P T E Cインストラクターの認定を受けた者に第5条第5項第2号の規定に該当する事由があると認めるときは、代表理事に対し、同号の規定に基づいて除名を行うよう求めることができる。

第6章 基金

(基金)

- 第19条 本法人は基金を引き受ける者の募集をすることができる。なお、基金の募集、割当て、及び払込み等の手続きについては、理事会で別に定める「基金取扱規程」によるものとする。
- 2 拋出された基金は、基金拋出契約に定める期日まで返還しない。
 - 3 基金を返還する場合においては、返還する基金の総額について定時社員総会の承認を得た後、代表理事が、理事会の決定を経て定める方法によりその返還を行うものとする。
 - 4 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。
 - 5 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第7章 会計

(計算書類等の作成)

- 第20条 代表理事は、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）及びそれらの書類の附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た後、定時社員総会に報告又はその承認を求めなければならない。

(剰余金の処分制限)

第21条 本法人は、社員その他の者又は団体に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

(事業計画及び予算)

第22条 代表理事は、理事会の決定を経て、毎事業年度、事業計画及び予算を作成しなければならない。

2 代表理事は、前項の規定により作成した事業計画及び予算について、定時の社員総会に報告しなければならない。

3 事業年度開始後やむを得ない事情により事業計画を変更し、又は予算を補正しなければならないときは、代表理事は、理事会の決定を経て、事業計画を変更し、又は予算を補正することができる。

(事業年度)

第23条 本法人の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第8章 雑則

(公告方法)

第24条 本法人の公告方法は、電子公告により、インターネット上のホームページに掲載して行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の本法人の公告は、官報に掲載する。

(定款等の変更)

第25条 この定款の変更は、法第146条、第49条の規定に基づき、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数の賛成をもって行うことができる。

2 規則の変更については、第11条第7項に準じて行う。

(残余財産の帰属)

第26条 本法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、各社員に分配しない。

2 前項の場合、本法人の残余財産は、国又は地方公共団体、本法人と類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人、あるいは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イ乃至トに掲げる法人に寄付するものとする

(委任)

第27条 この定款に定めるもののほか、この定款の実施に関し必要な事項については、規則で定める。

(定款に定めのない事項)

第28条 この定款に定めのない事項については、すべて法及びその他法令によるものとする。

附 則

この定款は、平成21年5月16日より施行する。

平成26年5月10日 改正